

## 建築計画概要書の写し交付事務取扱要領

平成21年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項第2号に規定する建築計画概要書（以下「建築計画概要書」という。）の写しの交付事務に関して必要な事項を定めるものとする。

(交付の場所)

第2条 建築計画概要書の写しの交付場所（以下「交付場所」という。）は、加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市役所都市計画部建築指導課とする。

2 建築計画概要書の写しの交付を受けようとする者が郵送による交付を申請する場合は、前項の規定にかかわらず、郵送による交付を行うことができる。

(交付の時間等)

第3条 交付場所における写しの交付の時間は午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）とする。

2 写しの交付に供しない日（以下「交付場所の休日」という。）は、加古川市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第2条第1項に規定する日とする。

3 市長は、建築計画概要書の整理その他必要と認める場合は、前2項の規定にかかわらず、臨時に、交付の時間を変更し、又は交付場所の休日を設けることができる。

4 前項の規定により、臨時に、交付の時間を変更し、又は交付場所の休日を設けるときは、あらかじめその旨を交付場所に掲示するものとする。

(交付の手続)

第4条 建築計画概要書の写しの交付を受けようとする者は、建築物を特定し、建築計画概要書の写し交付申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 建築計画概要書の写しの交付を受けようとする者は、加古川市建築確認申請等手数料条例（平成12年条例第29号）に定める建築計画概要書写し交付手数料を納付しなければならない。

- 3 建築計画概要書の写しの交付を受けようとする者が郵送による交付を受けようとする場合は、前項の規定にかかわらず、前項に規定する額に郵送による交付にかかる郵送料を加えた額を納付しなければならない。

(写しの交付)

第5条 建築計画概要書の写しを交付する場合は、建築計画概要書の写しである旨を表示し交付する。

- 2 建築主の実印と見られる印影及び法人の代表者の印影等については、当該情報に係る部分を黒塗りして写しを交付する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年5月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月3日から施行する。